

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

6月15日までの相談は55件が

寄せられました

6月は収支内訳書説明会、返還行動など会員さんが集まる機会や15日集金の中でいろいろな相談が寄せられました。記帳を含めて経営の相談、税金の分割納付の相談など複数の方から相談がありました。また、労働保険の手続きの相談が最も多く寄せられました。

中央支部 Kさん

消費税の15万円の支払いが大変で一度に支払えないと相談があり、税務署に向き月3万円の分割でと希望どおりになりました。

北支部 Fさん

法人の本社の住所が変わるため、登記の手続きや移転後に注意しなくてはならないことは何か。

北支部 Kさん

建築業で家を建てたときの保険会社に提出する財務諸表の作り方を教えてほしい。

江坂東支部 Eさん

病気で入院していたのがわかり、支部役員さんを通じて共済会の入院給付金を申請することにしました。

江坂東支部 Mさん

弥生会計講習会に参加していた、新会員さんです。訪問したところ入力作業中で、補助科目の点で分からないところがあるとの相談がありました。

江坂西支部 Fさん

初めて担当した、源泉徴収をしている税金の相談です。1〜6月分の給料から引いている源泉所得税の納付について、説明をして納付の準備をするようになりました。

江坂西支部 Hさん

弥生会計講習会に参加し、その成果を活かして事務所で一生涯懸命作業をしていました。未払金のところがわからず作業がストップしていましたが、質問をして解決しました。

江坂西支部 Kさん

アルバイト従業員がいるお店なので、労働保険加入が課題でした。周りからも話しを聞いていたのですが、民主商工会の労働保険事務組合でお世話になることを考えました。

千里山支部 Tさん

新会員さんです。従業員が働きやすい職場環境を作ろうと労働保険に加入しました。労災保険と雇用保険の加入で、従業員の福利厚生につながると考えました。

営業しながら滞納処分の執行停止が実現 19年間の税金滞納から解放された

会員で建設業の寺西 毅さん(仮名)は平成10年から滞納になっていた所得税・消費税の本税約300万円と延滞税は未確定のものを合わせて約1400万円の滞納処分の執行停止を2017年3月に実現することができました。

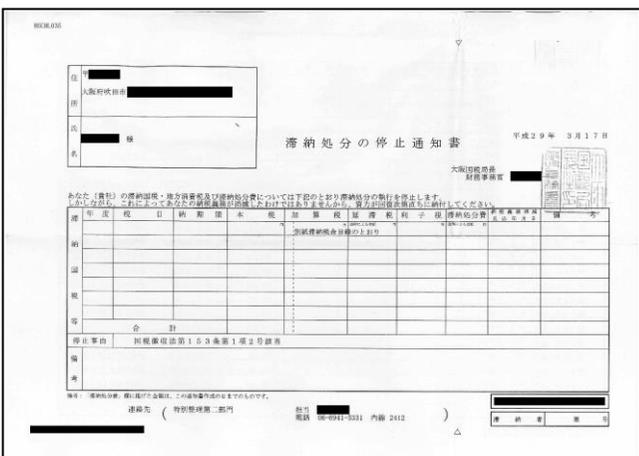
寺西さんは融資相談で1998年に吹田民商に入会。無申告だったため、期限後申告をしたところ税務調査に。民商での記帳指導や、仲間からの励ましを受けながら、税務調査は納得できる内容で終了できました。ところが当時、寺西さんは高利の借り入れも多く、調査による修正申告の税額が滞納に。住民税や国保料の分納にも追われました。

毎年発生する消費税と所得税に追われながらの分納のため、延滞税も膨らみ滞納税額が減ることがありませんでした。分納を続けている途中では、吹田税務署が取引先に売掛金の差押えの通知を送付されたことがありました。民商の役員・事務局が集まって抗議し、差押えをなんとか止めました。寺西さんには、何度も無理な納付の求めや、差押えの動きがあり、そのたびに民商と力を合わせて吹田税務署と交渉を続けました。

そんななか、2015年3月に滞納税額が1000万円を超えるため、吹田税務署から滞納を大阪国税局へ移管されること告知されました。民商で相談しながら吹田税務署に移管をやめるよう要請し、分納計画も相談しましたが移管を止めることができずでしたが、その行動で税務署に提出した資料から国税局へ納税の誠意が伝わり、大阪国税局の担当者とスムーズに話し合うことができ、計画していた分納を続けることになりました。

寺西さんは滞納分の納税を行いながら、毎年の確定申告での税額も納付期限までに納めるようにしていました。大阪国税局の担当者から今年の3月に、「納付能力の調査を行いたいので自宅に伺いたい」と告げられました。民商とも相談して納税緩和措置の調査と判断し、求められた書類を準備して臨みました。

調査は午前中で終わり、国税局の担当者から滞納税額の納付をこれからはしなくてもよいと「滞納処分の執行停止」について説明されました。寺西さんは、「はじめは国税局の担当者が調査に来た時には、何が起きるの不安でした。調査の最後に執行停止のことを聞いて本当に嬉しかったです。はじめに払い続けてきて本当によかったと思います。」と喜んでいきます。



お買い物は地元市場商店街で。商工業者の繁栄は市民と市民と！